

## 平成27年度 大阪市建設事業評価（事業再評価）にかかる有識者の意見

大阪市では、建設事業評価（事業再評価）を実施するために「平成27年度 大阪市事業再評価実施方針」を定め、これに基づき再評価の対象となる事業を継続することの妥当性について、平成27年9月3日、「大阪市建設事業評価有識者会議」を開催し、外部の有識者から意見をお聴きしました。

このたび、会議における有識者（6人）の意見を次のとおりとりまとめましたので公表します。

今後、大阪市としましては、この意見の趣旨を十分踏まえ、対応方針を決定し、公表する予定です。

## ●有識者の意見

次表のとおり、全2事業について、全委員から所管局の対応方針（案）は妥当であるとの意見がありました。

## [対象事業一覧]

※「対応方針」の分類  
 事業継続(A)：完了時期を宣言し、重点的に実施するもの  
 事業継続(B)：(A)より優先度は劣るものの、予算の範囲内で着実に継続実施するもの  
 事業継続(C)：(A)、(B)より優先度が劣り、限定的な実施にとどまるもの  
 事業休止(D)：複数年にわたって予算の執行を行わないもの  
 事業中止(E)：事業を中止するもの

事業番号	事業種別 [所管局]	対象事業	所管局の 対応方針 (案)	評価案に 対する 有識者の意見
1	街路 [建設局]	津守阿倍野線整備事業	事業継続 (A)	妥当（6人）
2	街路 [建設局]	淀川北岸線（菅原）整備事業	事業継続 (B)	妥当（6人）

なお、妥当であるとの意見を受けた事業についても、今後の事業実施等について、次のとおり意見を受けています。

## ■街路事業

## 事業番号1 津守阿倍野線整備事業

- ・事業再評価調書「(3)事業の必要性の視点」欄について、今後、資料を作成する際は防災面等の定性的な項目についても分かりやすいよう内容を盛り込むことや、記述の順序を工夫することでより事業の意味が伝わるのではないかと。
- ・事業再評価調書「(4⑦)事業の実現見通しの評価」欄に、『用地取得が終われば集中的に工事を実施し』とあるが、具体的な年度を入れる等、用地取得を進めることについてももう少し具体的に記述した方がよい。

- ・事業再評価調書「(4⑦)事業の実現見通しの評価」欄について、必須ではないが、具体的なことが書けないのなら、「(6)特記事項」欄に書ける範囲内で具体的な手立てや見通し等を記載すると理解しやすくなる。
- ・事業再評価調書「(5)事業の優先度の視点の評価」欄において、「事業が遅れることによる影響」について、『特に影響はないと考えられる』との記載があるが、災害時の住民の避難、防火の観点から考慮すると事業の完了は一刻の猶予がないといった事をはっきりと記載することが必要。

#### **事業番号2 淀川北岸線（菅原）整備事業**

- ・事業再評価調書「(7)事業の実現見通し」欄については、事業用地の確保についても見通しが立っていることをはっきりと記載するべき。